

令和6年度第15回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年2月26日（水）

開催時間 14時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 前会議録の承認

日程第3 教育長の報告

日程第4 報告第31号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第5 報告第32号 区域外就学認定の件（非公開）

日程第6 報告第33号 就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

日程第7 報告第34号 冬季図書館繰上開館実施結果の件

日程第8 議案第49号 令和6年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

日程第9 議案第50号 令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

日程第10 議案第51号 令和7年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

日程第11 議案第52号 令和7年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見
申し出の件（非公開）

日程第12 議案第53号 条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

日程第13 議案第54号 芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件

日程第14 議案第55号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

日程第15 議案第56号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 4

報告第 3 1 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 5

報告第 3 2 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	小学校6年及び中学校3年	卒業まで	印鑑
		上記以外の学年	学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第 6

報告第 33 号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第 7 条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和 7 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で別表に定める地域をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（就学指定）

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

（抽選）

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。（平成25年9月10日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和6年6月19日決定）

別表（第3条関係）

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部（芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで）

日程第 7

報告第 3 4 号

冬季図書館繰上開館実施結果の件

冬季図書館繰上開館実施結果の件について、報告します。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

冬季図書館繰上開館実施結果

- 1 目的 小中学校長期休業期間の児童生徒の利用促進と居場所作り
- 2 内容 期間中午前10時の開館時間を午前9時に繰りあげる。
(木曜日の閉館時間を午後8時から午後7時に繰りあげる。)
令和5年度から試行で夏季、冬季に実施し今回4回目である。
- 3 実施期間 令和6年12月25日～令和7年1月13日
※令和5年度は令和5年12月23日～令和6年1月14日に実施

4 統計

	令和5年度冬季休業期間	令和6年度冬季休業期間
実施日数	14日間	12日間
午前9時台貸出利用者数	46人	71人
(うち小中学生以下)	(4人)	(9人)
午前9時台貸出冊数	144冊	264冊
(うち小中学生以下)	(4冊)	(44冊)
参考 全利用者数	1,780人	1,682人
参考 全貸出冊数	8,194冊	7,632冊

- 5 実施総括 午前9時台の小中学生の利用は少ない結果で前年度冬季よりは微増。子供の利用なしの日は12日中6日。小中学生の利用の多い時間帯は、午前11時台、午後2時台。繰上開館の利用者は主に成人層で、日頃から頻繁に利用している方が多いように見受けられる。
- 6 今後について 2年間実施してきた統計結果等を精査し、今後の繰上開館の実施について、事業趣旨も鑑みた上で検討する。また、繰上開館期間に木曜日は夜間開館を19時までとしたきたが、通常開館期間20時までの利用統計も確認しながら、夜間開館の方向性について検討する。

日程第 8

議案第 4 9 号

令和 6 年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 9 条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとする
ものであります。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年2月13日

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩 野 真 志

令和6年度芽室町文化賞等受賞候補者について

令和7年2月13日付け生涯第227号で諮問のありました令和6年度芽室町文化賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありました文化賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課社会教育係)

日程第 9

議案第 5 0 号

令和 6 年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第 9 条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年2月13日

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁 様

芽室町社会教育委員
委員長 岩 野 真 志

令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について

令和7年2月13日付け生涯第227号で諮問のありました令和6年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者について、次のとおり答申します。

記

- 1 諮問のありましたスポーツ賞等の候補者については、全て受賞者として適当であると認めます

(生涯学習課スポーツ振興係)

日程第 10

議案第 51 号

令和 7 年度芽室町教育行政執行方針の件（非公開）

令和 7 年度芽室町教育行政執行方針について、決定しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 1 1

議案第 5 2 号

令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものです。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 1 9 3 号

令和 7 年 2 月 2 6 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 7 年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見について

(申出)

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務係)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 1 2

議案第 5 3 号

条例改正（芽室町奨学金貸付条例中一部改正）の議案に対する意見申し
出の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようと
するものであります。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 1 9 4 号

令和7年2月26日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例中の一部を改正する条例案に対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

日程第 13

議案第 54 号

芽室町奨学金償還支援助成金交付規則制定の件

芽室町奨学金償還支援助成金交付規則を制定しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金償還支援助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町奨学金貸付条例（平成29年条例第2号）（以下「条例」という。）第17条に基づき、高等教育機関等（条例第1条に規定する高等教育機関等をいう。以下同じ。）の卒業後に本町に居住し、就業する者であつて、在学期間中に奨学金の貸与を受けていた者に対して、芽室町奨学金償還支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本町への定住促進を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金)

第2条 助成金の交付対象となる奨学金は、条例により本町が貸与した奨学金とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降、毎年5月1日を基準に連続して2年以上本町に居住していること。
- (2) 助成金の交付決定時に本町に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 奨学金の償還に滞納がないこと。
- (6) 奨学金の償還について、他の補助金等を受けていないこと。
- (7) 芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた者が、本町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、助成金の交付対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、条例第10条第3項に規定する年度内に償還すべき奨学金の額（以下「償還金額」という。）の2分の1以内とする。

2 繰上償還等による奨学金の償還額は、前項に規定する償還金額に含まないものとする。

3 助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金の交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる期間は、償還期間内の6年を限度とする。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員は、償還期間内の3年を限度とする。

（助成金の交付申請兼実績報告）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、芽室町奨学金償還支援助成金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）を、町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要と認める書類の提出を求めることができる。

（助成金の交付決定兼額の確定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し、芽室町奨学金償還支援助成金交付（不交付）決定兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

（助成金の返還等）

第8条 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、芽室町奨学金償還支援助成金返還通知書（第3号様式）により、期限を定めて助成金の返還を命じるものとする。

（調査等）

第9条 町長は、助成金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めるときは申請者に対し、調査を行うことができる。

2 申請者は、前項の調査に協力しなければならない。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、芽室町教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

日程第 1 4

議案第 5 5 号

芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町奨学金貸付条例施行規則（平成29年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条中「以下の書類」を「借用書及び誓約書（第5号様式）」に改め、同条各号を削る。

第8条中「毎年11月末」を「毎年8月末」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第1号様式、第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条第1号関係）

芽室町奨学金貸付申請書

年 月 日

芽室町長 様

申請者（学生） 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

経済的理由により奨学金を必要としているため、芽室町奨学金貸付条例により申請します。

なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び連帯保証人の「町税納入状況」及び「住民登録」に関して、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を閲覧の上、調査することについて同意します。

1 申請内容

本年度借受希望額		円
修学学校	学校名	
	卒業予定	年 月（ 年制）

2 振込口座（申請者本人名義）

金融機関名	支店名	預金の種別（○で囲む）
		普通・その他（ ）
口座名義人（カタカナ）		口座番号

3 本申請に係る連絡先

氏名	申請者との関係	電話番号

借用書及び誓約書

一 金 _____ 円 也

ただし、大学等 入学 ・ 修学に係る 年度分茅室町奨学金として。

上記のとおり借用しました。

茅室町奨学金貸付条例の条項を厳実に守り相違なく償還します。

また、償還に遅延が発生した場合には、茅室町教育委員会が住所、戸籍、勤務先、その他支払督促に当たって必要な個人情報について、関係機関へ確認することを承諾します。

年 月 日

茅室町長 様

私は、この度茅室町奨学金貸付条例により奨学生に決定されましたので、条例の条項を遵守することはもちろん、学業に励み身体を健康に維持し、善良な学生として行動することを誓います。

奨 学 生 住所
氏名 ㊟
電話番号

この度茅室町奨学金の貸付けを受けるに当たって、本人の誓約のとおり堅く守らせることはもちろん、茅室町奨学金貸付条例の条項を厳守し、一切の事項を私達において引き受けます。

連帯保証人 住所
氏名 ㊟
電話番号
職業及び勤務先
奨学生との関係

連帯保証人 住所
氏名 ㊟
電話番号
職業及び勤務先
奨学生との関係

※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ印鑑で押印してください。

第6号様式 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

本町に定住した場合の償還免除要件を削除し、若者定住促進を目的とした奨学金返還支援を行うため、改正するもの。

また、申請者の負担軽減を図るために申請時の提出書類を改正するもの。

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(貸付の申請) 第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条第1項の規定により貸付け申請時に以下の書類を町長に提出するものとする。 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) 一略一 (4) 一略一 (5) 一略一	(貸付の申請) 第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条第1項の規定により貸付け申請時に以下の書類を町長に提出するものとする。 (1) 一略一 (2) 一略一 (3) <u>口座振替依頼書（第3号様式）</u> (4) 一略一 (5) 一略一 (6) 一略一
(借用書等の提出) 第4条 条例第5条の規定により貸付決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、条例第6条第1項の規定により、<u>借用書及び誓約書（第5号様式）</u>を町長に提出するものとする。	(借用書等の提出) 第4条 条例第5条の規定により貸付決定を受けた申請者（以下「奨学生」という。）は、条例第6条第1項の規定により、<u>以下の書類を町長に提出するものとする。</u> (1) <u>借用書（第5号様式）</u> (2) <u>誓約書（第6号様式）</u>
(償還の通知) 第8条 町長は、奨学金の貸付けをした年度から償還が終了する年度までの、償還計画について、芽室町奨学金償還通知書（第13号	(償還の通知) 第8条 町長は、奨学金の貸付けをした年度から償還が終了する年度までの、償還計画について、芽室町奨学金償還通知書（第13号

改正案	現 行
様式) により、毎年8月末までに奨学生に通知するものとする。 (償還の延長又は免除の申請) 第9条 一略— (償還の延長又は免除決定の通知) 第10条 一略— (償還の延長又は免除決定の取消し) 第11条 一略— 2・3 一略—	様式) により、毎年11月末までに奨学生に通知するものとする。 (償還免除) 第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。 (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。 (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とすること。 (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。 (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。 (償還の延長又は免除の申請) 第10条 一略— (償還の延長又は免除決定の通知) 第11条 一略— (償還の延長又は免除決定の取消し) 第12条 一略— 2・3 一略—

改正案	現 行
(奨学金の繰上げ償還の期限) 第12条 一略— (委任) 第13条 一略—	(奨学金の繰上げ償還の期限) 第13条 一略— (委任) 第14条 一略—
附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	

改正案		現行	
第1号様式（第2条第1号関係） 芽室町奨学金貸付申請書 芽室町長 様 年 月 日		第1号様式（第2条第1号関係） 奨学金貸付申請書 ふりがな氏名 住所 在学学校 所在地 入学学校 所在地 本年度借受希望額 円 本人の履歴 年 月 日 (中学校卒業以上の学歴) 年 月 日 中学校卒業 年 月 日 高等学校卒業 年 月 日 大学等入学 年 月 日 大学等卒業予定 希望理由 (奨学金を必要としている経済的理由を記入のこと) ふりがな氏名 生年月日 現住所 電話番号 奨学及び勤務先との関係 申込者住所氏名 (学生) 連帯保証人住所氏名 連帯保証人住所氏名 芽室町長 様 あて ※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ用紙で押印してください。	
1 申請内容 本年度借受希望額 円 修学学校 卒業予定 年 月 (年間)		芽室町奨学金貸付条例により申請します。 なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び連帯保証人の「町税納入状況」及び「住民登録」に関して、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を開覧の上、調査することについて同意します。	
2 振込口座（申請者本人名義） 金融機関名 支店名 預金の種別（○で囲む） 普通・その他 () 口座名義人（カタカナ） 口座番号		芽室町奨学金貸付条例により申請します。 なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び連帯保証人の「町税納入状況」及び「住民登録」に関して、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を開覧の上、調査することについて同意します。	
3 本申請に係る連絡先 氏 名 申請者との関係 電話番号		芽室町長 様 あて ※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ用紙で押印してください。	

改正案	現行
第5号様式(第4条関係) 借用書及び誓約書 一 金 _____ 円 也 ただし、大学等 入学 ・ 修学 _____ に係る 年度分芽室町奨学金として。 上記のとおり借用了しました。 芽室町奨学金貸付条例の条項を誠実に守り相違なく償還します。 また、償還に遅延が発生した場合には、芽室町教育委員会が住所、戸籍、勤務先、その他支払督促に当たって必要な個人情報について、関係機関へ確認することを承諾します。 芽室町長 様 年 月 日 奨 学 生 住 所 氏 名 _____ ⑤ 電話番号 _____ この度芽室町奨学金の貸付けを受けるに当たって、本人の誓約のとおり堅く守らせることはもちろん、芽室町奨学金貸付条例の条項を厳守し、一切の事項を私達において引き受けます。 連帯保証人 住所 氏名 _____ ⑤ 電話番号 _____ 職業及び勤務先 奨学生との関係 連帯保証人 住所 氏名 _____ ⑤ 電話番号 _____ 職業及び勤務先 奨学生との関係 ※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ印鑑で押印してください。	第5号様式(第4条関係) 借 用 書 一 金 _____ 円 也 ただし、大学等 入学 ・ 修学 _____ に係る 年度分芽室町奨学金として。 上記のとおり借用了しました。 芽室町奨学金貸付条例の条項を誠実に守り相違なく償還します。 また、償還に遅延が発生した場合には、芽室町教育委員会が住所、戸籍、勤務先、その他支払督促に当たって必要な個人情報について、関係機関へ確認することを承諾します。 年 月 日 奨 学 生 住 所 氏 名 _____ ⑤ 連帯保証人 住所 氏名 _____ ⑤ 連帯保証人 住所 氏名 _____ ⑤ 芽室町長 あて ※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ印鑑で押印してください。

改正案	現 行
第6号様式 削除	第6号様式(第4条第2号関係) 誓 約 書 私は、この度芽室町奨学金貸付条例により奨学生に決定されましたので、条例の条項を遵守することはもちろん、学業に励み身体の健康を維持し、善良な学生として行動することを誓います。 年 月 日 学 校 部 科 第 学 年 奨学生氏名 ㊟ この度芽室町奨学金の貸付けを受けるに当たって、本人の誓約のとおり堅く守らせることはもちろん、芽室町奨学金貸付条例の条項を遵守し、一切の事項を私選において引き受けます。 年 月 日 連帯保証人 現住所 氏 名 ㊟ 連帯保証人 現住所 氏 名 ㊟ 芽室町長 手島 旭 あて ※ 連帯保証人は印鑑証明書と同一印鑑で押印してください。

日程第 1 5

議案第 5 6 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものです。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第40－8号

令和7年2月26日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）